

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等  
について

1. 背景

船舶からの汚水の排出及び船舶による大気汚染については、海洋環境保全の見地から、MARPOL 条約（1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書）附属書IV（船舶からの汚水による汚染の防止のための規制）及び附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）において基準が定められており、我が国においては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係政省令により規制措置が担保されているところであるが、今般、

- ① 2016 年 4 月に行われた国際海事機関（以下「IMO」という。）の第 69 回海洋環境保護委員会（以下「MEPC」という。）において、バルティック海海域での船舶からのふん尿等の排出について、一般海域よりも上乗せされた排出規制が 2019 年 6 月 1 日に実施されることが決定され、
- ② 2016 年 10 月に行われた IMO の第 70 回 MEPC において、船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率の規制基準について 2020 年 1 月 1 日以後は 0.5 質量百分率を超えてはならないとすることが決定された。

2. 改正の概要

- ① 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）を改正し、バルティック海海域における排出方法に関する基準等を定める（令別表第二）。
- ② 一般海域における燃料油の品質の基準を硫黄分の濃度 0.5% 以下とする（令第 11 条の 10）。
- ③ 令の改正に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の引用部分の号ずれ箇所を改める（規則第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項、第 12 条の 3 の 2）。

3. スケジュール

- |     |                   |       |
|-----|-------------------|-------|
| 公 布 | ：平成 31 年 4 月 26 日 | ①、②部分 |
|     | 令和 元年 5 月 17 日    | ③部分   |
| 施 行 | ：令和 元年 6 月 1 日    | ①、③部分 |
|     | 令和 2 年 1 月 1 日    | ②部分   |

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第一号、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十の表第二号中「三・五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第二第一号の表第一号中「次号」の下に「から第四号まで」を、「同じ。」の下に「（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）」を加え、「第二号の表第一号、」を「同表第一号、」に改め、同表第二号中「船舶」の下に「（旅客船を除く。）」を加え、同表中第三号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 國際航海に從事する船舶（旅  
客船に限る。）から排出される  
外側十二海里の線を超える海域  
第一号下欄イ及びロに掲げる排  
出方法により排出すること。

<p>ふん尿又は汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置により処理さ れているもの</p>	<p>（バルティック海海域を除く。）</p>
<p>四　国際航海に従事する船舶（旅 客船に限る。）から排出される ふん尿又は汚水であつて、ふん 尿等排出防止装置により処理さ れたもの（ふん尿等排出防止装 置のうち国土交通省令で定める 装置により浄化することにより 処理されたものを除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその 外側三海里の線を超える海域（ バルティック海海域を除く。）</p>
	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排 出方法により排出すること。</p>

別表第二備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。

別表第三備考第十一号中「別表第二備考第三号」を「別表第二備考第四号」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、第十一条の十の表第二号の改正規定は、平成三十二年一月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二の規定にかかわらず、同年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## 理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書IV及びVIの改正に伴い、船舶からのふん尿等の排出の規制及び船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を強化する必要があるからである。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 (昭和四十六年政令第二百一号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	
(燃料油の品質の基準等)	第十一條の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと

現 行	
(燃料油の品質の基準等)	第十一條の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

船舶及びふん尿等の区分	一 国際航海に従事する船舶(総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る)の船舶をいふ。(旅客船(旅客))										基準	排出海域に関する基準
	全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域											
イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。

船舶及びふん尿等の区分	一 国際航海に従事する船舶(総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る)の船舶をいふ。(旅客船(旅客))										基準	排出海域に関する基準
	全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域											
イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	口 中(対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。)に排出する	当該船舶の航行	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。

<p>二</p> <p>国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であるふん尿等の排出を防ぐ。)により処理されたりすること。</p>	<p>号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」といはないものにより処理されたりすること。</p>
<p>全ての国の領海の基線からその外側の三海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロにより掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>前号下欄イ及びロにより掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>前号下欄イ及びロにより掲げる排出方法により排出すること。</p>

五 事 し な い 船 舶 に 従	三 国 際 航 海 に 従	三 国 際 航 海 に 従	を除く。)
	事する船舶(旅客船に限る。)から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されないものの除外。(。)基線からその外側十二海里の線を超える海域(バルティック海海域を除く。)に掲げる排出方法により排出すること。	全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域(バルティック海海域を除く。)に掲げる排出方法により排出すること。	第一号下欄イ及びロイツク海海域を除く。)に掲げる排出方法により排出すること。
特定沿岸海域	四 国 際 航 海 に 従	四 国 際 航 海 に 従	第一号下欄イ及びロイツク海海域を除く。)に掲げる排出方法により排出すること。
イ 粉 碎 し て 排 出 す る こ と。	事する船舶(旅客船に限る。)から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの(ふん尿等排出防止装置により定める省令で定める装置により浄化裝置により净化することにより処理されたもの)を除く。)	全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域(バルティック海海域を除く。)に掲げる排出方法により排出すること。	第一号下欄イ及びロイツク海海域を除く。)に掲げる排出方法により排出すること。

三 事 し な い 船 舶 に 従	(新設)	(新設)	
特定沿岸海域	(新設)	(新設)	
イ 粉 碎 し て 排 出 す る こ と。	(新設)	(新設)	

船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分
一　国際航海に従事する船舶（第4号及び第五号に掲げるものから除外するふん尿を出される）	二　南極海域及び北極海域における排出	三　南極海域及び北極海域における排出
南極海域のうち領海からその外側十海里の線を超えて北極に至る海域のうち全ての	南極海域の基線及び定着点から北極に至る二海里の線を超えて北極に至る海域のうち全ての	南極海域の基線及び定着点から北極に至る二海里の線を超えて北極に至る海域のうち全ての

二　南極海域及び北極海域における排出

特定沿岸海域以外の海域	最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿等のうち国土交渉省令で定められた技術上の基準に適合するふん尿等排出防止装置により処理されていないも
ハ　当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。	ロ　海面下に排出すること。ただし、国土交渉省令で定める排出率以下の場合には、この限りでない。

船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分
一　国際航海に従事する船舶（第4号及び第五号に掲げるものから除外するふん尿を出される）	二　南極海域及び北極海域における排出	三　南極海域及び北極海域における排出
南極海域の基線及び定着点から北極に至る二海里の線を超えて北極に至る海域のうち全ての	南極海域の基線及び定着点から北極に至る二海里の線を超えて北極に至る海域のうち全ての	南極海域の基線及び定着点から北極に至る二海里の線を超えて北極に至る海域のうち全ての

二　南極海域及び北極海域における排出

特定沿岸海域以外の海域	最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿等のうち国土交渉省令で定められた技術上の基準に適合するふん尿等排出防止装置により処理されていないも
ハ　当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。	ロ　海面下に排出すること。ただし、国土交渉省令で定める排出率以下の場合には、この限りでない。

<p>三 事 す る 船 舶 ( 次 号 及 び 第 五 号 を 除 く。)</p>	<p>二 国 際 航 海 に 従 事 す る 船 舶 ( 第 四 号 及 び 第 五 号 に 掲 げ る も の を 除 く。)</p>	<p>又 は 汚 水 で あ つ て 、 ふ ん 尿 等 排 出 防 止 装 置 に よ り 処 理 さ れ てい い も の</p>
<p>海域 南 極 海 域 及 び 北 極</p>	<p>出 防 止 装 置 の う ち 国 土 交 通 省 令 で 定 め る 装 置 に よ り 净 化 す る こ と に よ り 処 理 さ れ た も の を 除 く。</p>	<p>出 防 止 装 置 によ り 処 理 さ れ た も の を 除 く。 又 は 汚 水 で あ つ て 、 ふ ん 尿 等 排 出 防 止 装 置 の う ち 国 土 交 通 省 令 で 定 め る 装 置 に よ り 净 化 す る こ と に よ り 処 理 さ れ た も の を 除 く。</p>
<p>口 不 り。 排 出 方 法 は 、 限 定 し</p>	<p>前 号 下 欄 イ 及 び ロ に 掲 げ る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p>	<p>口 不 り。 当 該 船 舶 の 航 行 中 ( 対 水 速 度 四 ノ ット 以 上 の 速 度 で 航 行 す る 場 合 を い う。 ) に 排 出 す る こ と。</p>

五 船舶省としに供する船舶のうち、北極海域又は南極海域に用いることによる汚水を除く。」から排出するもの以外の掲げてあるふん尿又は汚水は汚水であることを除く。	四 国際航海に従事する船舶へ次号に掲げるもののうち、ふん尿又は汚水を除く。」から排出するもの以外の掲げてあるふん尿又は汚水は汚水であることを除く。
---	--

海域 南極海域及び北極	海域 南極海域及び北極
国土交通省令で定められた装置により、あらかじめ国土交通省令で定められた装置により、ふん尿等の排出を防ぐことによること。	国土交通省令で定められた装置により、ふん尿等の排出を防ぐことによること。

五 船舶省としに供する船舶のうち、北極海域又は南極海域に用いることによる汚水を除く。」から排出するもの以外の掲げてあるふん尿又は汚水は汚水であることを除く。	四 国際航海に従事する船舶へ次号に掲げるもののうち、ふん尿又は汚水を除く。」から排出するもの以外の掲げてあるふん尿又は汚水は汚水であることを除く。
---	--

海域 南極海域及び北極	海域 南極海域及び北極
国土交通省令で定められた装置により、あらかじめ国土交通省令で定められた装置により、ふん尿等の排出を防ぐことによること。	国土交通省令で定められた装置により、ふん尿等の排出を防ぐことによること。

			汚水	れるふん尿又は
備考	一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる 南極海域をいう。 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる 北極海域をいう。 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の 五に掲げるバルティック海海域をいう。 四 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域を いう。	六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満の船舶）が、ふん尿又は汚水を排出する場合に、その船の技術上の基準に適合するふん尿等の排出を防ぐため、国土交通省令で定められた装置により、船上に設置されたふん尿等の排出を防ぐ。この装置は、国土交通省令で定められた基準に適合するふん尿等の排出を防ぐことを目的とするものである。 （この装置は、国土交通省令で定められた基準に適合するふん尿等の排出を防ぐことを目的とするものである。）	南極海域のうち領外側十二海里の線を超える海域	排出方法は、限定しない。
				こと。

			汚水	れるふん尿又は
備考	一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる 南極海域をいう。 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる 北極海域をいう。 三 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域を いう。（新設）	六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満の船舶）が、ふん尿又は汚水を排出する場合に、その船の技術上の基準に適合するふん尿等の排出を防ぐため、国土交通省令で定められた装置により、船上に設置されたふん尿等の排出を防ぐ。この装置は、国土交通省令で定められた基準に適合するふん尿等の排出を防ぐことを目的とするものである。 （この装置は、国土交通省令で定められた基準に適合するふん尿等の排出を防ぐことを目的とするものである。）	南極海域のうち領外側十二海里の線を超える海域	排出方法は、限定しない。
				こと。

イ　港則法に基づく港の区域

イ　港則法に基づく港の区域

ロ　海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域  
ハ　愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

ロ　海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域  
ハ　愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三（第四条の二関係）

備考

一（略）

十一　この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第四号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第三（第四条の二関係）

備考

一（略）

十一　この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第三号に規定する特定沿岸海域をいう。



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）（抄）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続く廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。  
一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）

二（八）（略）

3 （略）

（燃料油の使用等）

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するため必要な場合
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

2（6）（略）

（経過措置）

第五十四条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。）を定めることができる。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶につては、これに相当する搭載人員。以下同じ。）とする。

一 國際航海に從事する船舶 四百トン又は十六人（南極海域にある船舶については、四百トン又は十一人）

二 國際航海に從事しない船舶 百人（南極海域にある船舶については、十一人）

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上當該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。

4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつを行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中ににおいて拡散するよう必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

5 （略）

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率三・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

別表第一の五（第一条の八、第一条の九、第十二条の十関係）

海域名 海域の範囲

（略）

（略）

バルティック海海域 （略）	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域 （略）
------------------	---

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

船舶及びふん尿等の区分

船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの	全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。
二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）	全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域	
三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のみに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの	特定沿岸海域	イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三

特定沿岸海域以外の海域	ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。)に排出すること。
排出方法は、限定しない。	

二 南極海域及び北極海域における排出  
(略)

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
- 三 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

イ 港則法に基づく港の区域

- ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
- ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ニ 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三（第四条の二関係）

備考

- 一 (十) (略)

- 十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第三号に規定する特定沿岸海域をいう。



○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百六十三号）の一部の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年法律第二百一号）別表第二第一号の表第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(令別表第一の国土交通省令で定める装置)

第十二条の三 (略)

- 2 令別表第二第一号の表第二号及び第四号、第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。
- 3 令別表第二第一号の表第五号及び第二号の表第六号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。

一四 (略)

(令別表第二の国土交通省令で定める排出率)

- 第十二条の三の二 令別表第二第一号の表第一号及び第五号並びに第二号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める排出率は、毎分二百リットルとする。

改 正 前

(令別表第二の国土交通省令で定める装置)

第十二条の三 (略)

- 2 令別表第二第一号の表第二号及び第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。
- 3 令別表第二第一号の表第三号及び第二号の表第六号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。

一四 (略)

(令別表第二の国土交通省令で定める排出率)

- 第十二条の三の二 令別表第二第一号の表第一号及び第三号並びに第二号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める排出率は、毎分二百リットルとする。

附  
則

この省令は、令和元年六月一日から施行する。

